

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ 貸出会議室・カフェのご利用について
(新型コロナウイルス感染症防止対策関連)【令和3年6月20日更新】

貸出会議室の一部利用休止について

貸出会議室の一部については、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場として使用するため、令和3年2月15日(月曜日)以降の貸出利用を休止しています。

1. 休止期間

令和3年2月15日(月曜日)から令和3年11月30日(火曜日)まで

※住民接種事業の進捗状況等により、休止期間は今後延長する場合があります。

2. 休止する会議室

区民活動支援会議室 1-1・1-2

研修室 A・B・C

※区民活動支援会議室 2(2階)、介護実習室、調理実習室については、引き続き貸出利用できますが、住民接種事業の進捗状況等により、休止する場合があります。

※本件休止に伴う利用予約の取消については、キャンセル料は発生しません。また、お支払い済みの使用料は還付します。

貸出会議室の利用制限等について【更新】

1. 利用時間・人数の制限(まん延防止等重点措置移行後)

・対象期間

令和3年6月21日(月曜日)から令和3年7月11日(日曜日)まで

・利用可能時間

20時以降の時間帯は利用中止(利用可能な時間枠は19時30分まで)

・利用人数の制限

利用人数を定員の半分以下(50パーセント以下)に制限します。

2. 飲食利用の中止

上記の対象期間中、飲食を伴う利用は終日中止します。ただし、必要な水分補給は可能です。

※利用制限等に伴う利用予約の取消については、キャンセル料は発生しません。また、お支払い済みの使用料は還付します。

カフェの営業について【更新】

カフェ(ふれあいカフェ うめとびあ)については、感染防止対策を徹底したうえで(席数の削減など)、通常どおり営業を行います。

当面の利用上のご注意

1. 感染予防対策への協力

ご利用の際には、適切な感染予防対策をお願いします。

(感染予防対策の例)

(1)入館時のマスクの持参および着用

※運動目的の利用においては、運動中はマスクを外すことも可能ですが、運動前後や会話時はマスクの着用をお願いいたします。

(2)正面入口におけるサーモカメラでの検温

(3)入口での手指のアルコール消毒

(4)利用者同士の適度な間隔(概ね2m以上)の確保

(5)調理や実習など接触を伴うご利用の場合は、業種別ガイドライン等に即した感染防止策の実施(例:手袋やフェイスシールドの着用等)

2. 利用人数の制限等

上記「貸出会議室の利用制限等について」の対象期間中、飲食を伴うご利用は終日中止とさせていただきます。ただし、必要な水分補給は可能です。

利用人数を定員の半分以下とさせていただきます。

(定員の半分以下の例)

・区民活動支援会議室 2 定員 33人→利用人数 16人以下

・実習室(介護実習室) 定員 42人→利用人数 21人以下

3. 感染が疑われる方の制限

次のいずれかに該当する方は、利用をご遠慮いただきますようお願いいたします。

- ・発熱や風邪の症状のある方
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた方又は過去 14 日以内に陽性者と濃厚接触があり、健康観察期間中の方
- ・過去 14 日以内に、政府から入国制限を受けた方、入国後の観察期間を必要とされている国や地域等への渡航歴のある方、又はそれらの方やそれらの国等の在住者と濃厚接触があった方

4. 他施設のご利用

貸出会議室とカフェ以外の施設（保健センター等）においても、事業を一部休止又は利用制限等を行っている場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

5. 今後の予定

国や東京都などの新型コロナウイルス対策の状況によっては、利用制限の延長又は変更等を行う場合があります。その場合には当施設ホームページにおいてお知らせいたしますので、随時ご確認をお願いいたします。

貸出会議室・カフェについてのお問合せ先

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ 運営管理室

電話番号 03-6379-4301

ファクシミリ番号 03-6379-4305

（指定管理者：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社）

※ご注意：ワクチン住民接種事業についての問合せ先ではありません。ワクチン住民接種事業については、「世田谷区新型コロナワクチンコール」（電話 0570-200-471（通話料有料）、ファクシミリ 03-5687-2020）へお問い合わせください。